

助成可有之間、遮而可得内意事。

一、諸士中勝手成立候事は、簡略一筋候間、此旨を能々令心得急度可裁許。萬一簡略難忍存族は、先達貸銀之儀可及斷事。

一、侍中簡略のため、饗應・家作之品暨鷹之儀定置候得共、自今已後は悉令用捨候條、各可任心底畢。應身舛人馬令扶持、勝手於取續は、假令少々結構之族有之といふとも、強而不可尤之。うはべに質朴を用輩も、無子細勝手於難成は、放埒之族たる間、宜得此旨。然共簡略を存ながら、私として難任其意品可有之條、人々儉約仕よきため、事により頭々心得を以定置之尤に候。若又無其斷、組頭之不用差圖もの候はゞ、聊無用捨可言上事。

附り、依公儀御制法相觸置候類は、猶以急度可守之事。

一、向後彌以侍之正義を守、聊不義之行跡無之様可相慎之旨可申含事。

右之條々委細得其意、急度可裁許候。以上。

(延寶五年)
三月十九日 御印

六 人持以下儉約行狀に付觸

人持之面々、其外家中末々に至迄、近年別而無用之費繁多に候間、急度用儉約、且又不行儀之族無之様に、時々可被申聞候。

右今般御書被仰出候間、急度被相守其旨、彌無益之費を省、不行儀之族無之様に可相心得候。其内續銀借用之面々は不及申、假令續銀等借用無之候而も、勝手不如意之面々之儀は、人高をも減少、其外内證向人數等之儀は、猶以誠精被差除之、以其餘分自他國之御用無滞被相勤候様可被仕儀肝要之事に候。且又押立候振廻にても、料理之儀は事輕、一切不可有結構候。此等之品々當春令示談候得共、今以不被相改族茂有之様子に相聞候。近年上に茂御要脚段々御間、御家中も困窮之砌に候得ば、歴々を初末々迄、萬端被相慎候はでは不叶儀に候。同事之品を度々申談にも不及儀と存候得共、此度以御書被仰出候に付、猶更委細申達候。

(寶永五年)
五月十八日

年 寄 中

七 借銀買懸銀有之候者の遺知 相續に就て被仰出

先年御貸銀被仰付候時分、頭并其人々々、向後之趣堅被仰合候處、去々年来遺書にも、爲指子細無之借銀・買懸等相見え候間、頭共手前急度可被聞召届候得共、今般は先不被爲及其儀、遺知被仰付候事。

(正徳三年)
十二月晦日

八 參勤御供之者に奥御納戸 拜借被仰付候儀觸

此度御參勤之時分、御供被罷越候御近習之面々は、奥御納戸銀拜借被仰付候條、左之通可被相心得候。

一、會所銀拜借無之面々は、被相願次第、右御貸銀相渡申書に候間、拙者共迄御申聞可有之候。

一、知行高百石之當り五百目充に候。

一、御發駕前月より來年御歸國被遊十二月十五日切に、返上可有之候。

- 一、利足一ヶ月五充に候。
- 一、請人相立申に不及候。
- 一、證文は其々頭・支配加奥書可被申候。
- 一、證文別紙之通御調可有之候。
- 一、組頭以上は、見合之判印鑑先達而拙者共迄被差越、家來請取可被指出候。
- 一、會所は奥御納戸奉行等罷出相渡申管候間、拜借之面々右場所被罷出、御請取可有之候。
- 一、頭・支配之無之面々は、御家老衆奥書被相加管に候。

右之通被得其意、組・支配之面々にも御申談可有之候。以上。

(享保三年)
六月廿一日

成 瀬 内 道

富 田 主 税

成 田 幸 右 衛 門

諸 頭 宛 所

九 困窮之者に納戸銀貸渡之儀觸

御家中之面々、人持中を初末々御歩並之者迄、一統連々致